

北区内部統制基本方針

令和2年4月1日 制定

令和4年4月1日 改正

北区では、「区民とともに」の基本姿勢のもと、「新たな時代に 未来への希望を紡ぐふるさと北区」の実現に向け、全ての組織及び職員が一丸となって、事務の適正な執行を確保し、区民から信頼される効果的かつ効率的な組織づくりを進めています。

これを実現するため、本区は、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ICTへの対応の6つの基本的要素からなる「内部統制」を整備し、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つの目的を達成するため、地方自治法第150条第2項に基づく、北区内部統制基本方針を次のように定めます。

1 内部統制の対象とする事務

北区では、区を取り巻くリスクの洗い出し及び評価を行い、全庁を挙げて対応すべきリスク（以下「全庁対応リスク」という。）を選定した結果を踏まえ、以下のリスクを含む事務を内部統制の対象事務とします。

全庁対応リスク名	定義
財務事務の執行管理	会計事務、各種契約及び補助金等の給付事務等並びに広く公金・税金の取扱を行う業務を原因に発生し得るリスク
利害関係者との対応	職員等の不正等を原因に発生し得るリスク
区政情報等の管理取扱	区政情報の管理取扱を行う業務を原因に発生し得るリスク
システムの運用管理	基幹系システムや特定システムの運用管理を行う業務を原因に発生し得るリスク

なお、北区の現況や社会情勢を踏まえて、随時、全庁対応リスクの選定を行い、対象事務の範囲の拡大を図るとともに、当面对象としなかった事務についても、各部課においてリスク対応に努め、未然防止策を講じていきます。

2 内部統制の推進体制

区長を最高責任者とする推進体制を構築し、それぞれの役割分担のもと、組織的に内部統制を推進していきます。

◆内部統制最高責任者（区長）

北区における内部統制の全ての取組について最終決定権限及び責任を有する。

◆内部統制執行最高責任者（総務部を担任する副区長）

区長の指揮監督のもと、北区における内部統制の全ての取組について統括する。

◆内部統制推進会議

区長、副区長、教育長及び各部長で構成する、北区における内部統制の取組を推進する会議体

◆内部統制責任者（各部長）

各部における内部統制の整備及び運用について統括する。

◆内部統制担当者（各課長）

各課における内部統制の整備及び運用について統括する。

◆内部統制推進部局（総務部総務課）

北区が取り組むべき内部統制の取組について検討を行い、北区内部統制基本方針に基づく内部統制体制の整備及び運用を全庁的に推進する役割を担う。

◆内部統制評価部局（総務部総務課）

内部統制の整備状況及び運用状況について独立的評価を行うとともに、内部統制評価報告書を作成する役割を担う。

東京都北区長 花川 與惣太